

社団法人日本脳卒中協会定款

平成 17 年 3 月 1 日 認可
平成 17 年 8 月 15 日 一部変更認可
平成 23 年 10 月 28 日 一部変更認可

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本協会は、社団法人日本脳卒中協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 3 番 1 5 号に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、支部を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本協会は、脳卒中に関する正しい知識の普及及び社会啓発による予防の推進並びに脳卒中患者の自立と社会参加の促進を図り、もって国民の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 脳卒中の予防ならびに発症時の対応に関する知識の普及と啓発
- (2) 脳卒中患者の自立と社会参加を支援する事業
- (3) 脳卒中に関するパンフレット、広報誌等の監修・制作
- (4) 脳卒中に関する調査研究
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 本協会の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 購読会員 本会の発行物の購読を目的に入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第 6 条 正会員、賛助会員又は購読会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が定める入会基準により、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める賛助会費を納入しなければならない。

3 購読会員は、総会において定める購読会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員、賛助会員及び購読会員は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品等の不返還)

第11条 既納の会費及び協賛金その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理事 15人以上20人以内

監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、本協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任する事ができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 理事会は、顧問に対して意見を求めることができる。

4 顧問は無給とする。

(諮問委員)

第19条 理事会は期限を定めて諮問委員を委嘱することができる。

2 理事会が必要と考える事項につき、諮問委員に諮問し、意見を求めることができる。この場合、諮問委員は定められた期限内に、理事会に対し、書面をもって意見を具申するものとする。

3 諮問委員は無給とする。ただし、経費については理事会において必要と認められたものは支給するものとする。

第4章 総会

(種別)

第20条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。開催日は毎決算終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催日の7日前までに発信して通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長もしくは理事長の指定する者とする。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、請求のあった日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催日の 7 日前までに発信して通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第 35 条 理事会については、第 26 条から 29 条までの規定を準用する。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 36 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 37 条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第 38 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 39 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 42 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第 43 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 45 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 46 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、副事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長、副事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補則

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、社団法人設立日から施行する。

2 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項から第2項までの規定に関わらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成18年6月30日までとする。

3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本協会の設立初年度の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成17年3月31日までとする。